

第 1 1 1 4 回経営委員会議案

(議決事項)

平成 2 2 年 3 月 9 日

日本放送協会放送受信規約の一部変更について

日本放送協会放送受信規約の一部について、「地デジ難視対策衛星放送に関する暫定措置」のため、平成 2 2 年 4 月 1 日から、次のとおり変更したい。

なお、本議案決定のうえは、放送法第 3 2 条第 3 項の規定に基づき、総務大臣あて認可申請を行う。

日本放送協会放送受信規約の一部変更の概要

【地デジ難視対策衛星放送に関する暫定措置】

- ◆地デジ難視対策衛星放送に関しては、対象者を限定した暫定措置であることから付則で規定。
- ◆自然の地形による難視聴地域において特別契約を締結する者が、地デジ難視対策衛星放送が受信できるにもかかわらず、当該放送を受信しない場合、衛星契約となる不利益変更を回避し、引き続き特別契約とすることを規定。(付則第3項)
- ◆国が定める対象リストに掲載された地域を基準とする地域等において、地デジ難視対策衛星放送を受信した場合は地上契約とすることを規定。(付則第4項)
- ◆種類の異なる2以上の受信機を設置した場合や月に2回以上の契約種別の変更が生じた場合も地上契約とすることを規定。(付則第5項)
- ◆衛星契約を締結している暫定措置の対象者が、地上契約に変更する場合、放送受信契約書の提出を省略できることを規定。(付則第6項)
- ◆受信機を設置した場所が対象地域ではなくなった場合、所定の放送受信契約の締結が必要であることを規定。(付則第7項)
- ◆新しい放送受信規約の施行前(平成22年3月)に地デジ難視対策衛星放送を受信した場合、遡って暫定措置を適用した場合と同様の受信料額となるように平成22年度第1期の支払額を減額することを規定。(付則第8項)

「日本放送協会放送受信規約」 変更案

変更案	現行
<p>(放送受信契約の種別)</p> <p>第1条 日本放送協会(以下「NHK」という。)の行なう放送の受信についての契約(以下「放送受信契約」という。)を分けて、次のとおりとする。</p> <p>地上契約 …地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約</p> <p>衛星契約 …衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約</p> <p>特別契約 …地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域(以下「難視聴地域」という。)または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約</p>	<p>(放送受信契約の種別)</p> <p>第1条 日本放送協会(以下「NHK」という。)の行なう放送の受信についての契約(以下「放送受信契約」という。)を分けて、次のとおりとする。</p> <p>地上契約 …地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約</p> <p>衛星契約 …衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約</p> <p>特別契約 …地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約</p>
<p>2 受信機(家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。)のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置(使用できる状態におくことをいう。以下同じ。)した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。</p>	<p>2 受信機(家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。)のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置(使用できる状態におくことをいう。以下同じ。)した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、<u>地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域</u>または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。</p>

<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>平成22年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(普通契約または衛星普通契約に関する経過措置)</p> <p>2 <u>平成19年6月1日施行の規約の付則に定める経過措置適用者については、当分の間、平成18年4月1日から平成19年9月30日までの間に施行された規約の契約種別に関する規定を適用し、放送受信料額についてはその規約に定める口座振替等の額を適用する。ただし、放送受信料の支払方法についてはこの規定を適用し、経過措置適用者が放送受信契約の種別を変更するときは、この規約を適用する。</u></p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>平成20年10月1日から施行する。ただし、第5条の2第2項、第5条の3第3項、第5条の4、および第5条の5については平成21年2月1日から施行し、平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間は、変更前の規約の第5条の2第2項、第5条の4および別表2はなお効力を有する。この場合において、第5条の4の規定中「口座振替等による放送受信料額」を「放送受信料額」と読み替える。</u></p> <p><u>(家族割引〔学生〕〔単身赴任〕に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>変更前の規約に定める家族割引〔学生〕〔単身赴任〕の適用を平成21年1月31日の時点で受けている放送受信契約については、この規約の家族割引を適用する。</u></p> <p>(普通契約または衛星普通契約に関する経過措置)</p> <p>3 <u>変更前の規約の付則に規定する経過措置適用者については、当分の間、平成18年4月1日から平成19年9月30日までの間に施行された規約の契約種別に関する規定を適用し、放送受信料額についてはその規約に定める口座振替等の額を適用する。ただし、放送受信料の支払方法についてはこの規定を適用し、経過措置適用者が放送受信契約の種別を変更するときは、この規約を適用する。</u></p>
---	---

<p><u>(地デジ難視対策衛星放送に関する暫定措置)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>3 暫定的難視聴対策事業にかかる放送として社団法人デジタル放送推進協会が行なう「地デジ難視対策衛星放送」(以下「地デジ難視対策衛星放送」という。)が実施されている間は、第1条の規定中「地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域」を「地上系によるテレビジョン放送(暫定的難視聴対策事業にかかる放送として社団法人デジタル放送推進協会が行なう「地デジ難視対策衛星放送」によるものを除く。)の自然の地形による難視聴地域」と読み替える。</u></p>	
<p><u>4 前項の場合において、地デジ難視対策衛星放送対象リストにデジタル放送難視聴地区、改修困難共聴もしくはデジタル放送混信地区として掲載された地域を基準とし別に定める要件を備えた地域(以下「地デジ難視対策地域」という。)または難視聴地域において、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は、第1条の規定にかかわらず、地上契約を締結するものとする。</u></p>	
<p><u>5 前項に該当する者が第2条第5項後段の規定により締結する契約種別は、同条同項の規定にかかわらず地上契約とし、前項の規定により地上契約を締結した者が第5条第3項ただし書の規定により支払う契約種別の料額は、同条同項の規定にかかわらず地上契約の料額とする。</u></p>	
<p><u>6 この規約の変更前から衛星契約を締結している者が、付則第4項に基づき放送受信契約の種別を地上契約に変更する場合は、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した日(ただし、この規約の変更前に設置した場合は平成22年4月1日)に第3条第2項に定める放送受信契約書を放送局に提出したものとみなす。</u></p>	

7 付則第4項の規定により地上契約を締結した者の受信機を設置した場所が、地デジ難視対策地域または難視聴地域でなくなった場合、当該放送受信契約者は、第1条第1項および第2項の規定に従い所定の放送受信契約を締結するものとする。

8 付則第4項に該当する者がこの規約の変更前に地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した場合、その支払うべき平成22年4月の属する期の放送受信料額は、この規約に定める契約種別により算出される平成22年3月分の放送受信料額と変更前の規約に定める契約種別により算出される当該月分の放送受信料額との差額を、所定の放送受信料額から減じた額とする。